

2014年2月18日

島根県知事  
溝口 善兵衛 殿

## 『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』に対する

### 「知事としての意見」における重大な事実誤認の訂正と

### 全員協議会資料(図表)の差し替えについて

#### (緊 急 要 請)

県民が条例制定請求した標記条例案を県議会に付議するに際して付けられた「知事としての意見」(以下、知事意見という。)において、貴殿は「条例案にはいくつかの問題点がみられますので、慎重に対応することが必要である」と否定的な意見を述べられました。この意見の拠って立つ根拠は、2月12日付けの全員協議会資料であると考えられます。同資料には、「①県内の総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は約2.6%(平成23年度)だが、②今後、県内全域で自立を目指すとするれば、約40倍の再生可能エネルギーの生産が必要」と記されています。

このデータを信じて疑わなかった「知事意見」は、将来再生可能エネルギーを約「40倍」にする場合の種々の「困難」を、いわば口実として、「慎重に対応することが必要」との結論を導いておられます。

市井では、知事意見は、省エネルギー化と再生可能エネルギーの開発・普及そのものを否定できず、貴殿の言葉を借りれば「膨大な量」である「40倍」という数値を振りかざすことによって、議員と県民とを諦めさせようとしたのではないかと疑う声も広がっています。

果たして、知事意見で使われた数値は正しいのでしょうか。

**「知事意見」が前提とされた「2.6%」と「40倍」の数値には、下記のとおり、事実関係における重大な誤りがあります。**それは、議員に対しても県民に対しても、条例制定請求者の意図を著しく誤認させる内容であります。知事が全面的に依拠された全員協議会資料のデータについては、公正な議会審

議のために、正確な数値への可及的速やかな訂正と全員協議会資料の差し替えを要請いたします。

### ■知事意見に使われたデータの「3つの誤り」

県提出資料の単位は、発電量の「kWh」とされていますが、熱供給などのエネルギー全体を示す際には、ジュールなどの熱量を指標とすることはエネルギー政策では常識ですので、以下ではジュールを用います。

第1に、現在（平成23年度）の「再生可能エネルギー」の数値は、太陽熱（353TJ）、バイオマス熱（29TJ）及びバイオマス燃料（62TJ）などの「熱供給」を除いた「電力」だけの数値となっています。

この結果、現状の再生可能エネルギーの数値が「熱供給」分だけ過小算定されていて、その影響により将来の倍率が過大算定されています。これは、データの項目を捨象したことによる誤りであり、この誤りの上で展開された後続の議論では、益々誤りが増幅する結果を招いています。“釘の掛け違い”は、最初の第一歩からの訂正が必要です。

第2に、現在（平成23年度）の「再生可能エネルギー」の中から、水力発電が除かれています。「小水力発電」の定義については、1万kW以下とするもの（NEDO）があります。再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、「水力発電」は3万kW未満を対象として普及を促進させています。また、「大規模水力発電」は、下流の水量の減少や水質環境への影響が問題になる場合がありますが、既存設備の活用は新たな問題を起こさないものと見做して、条例案は、既設の大規模水力発電の廃止を求めています。したがって、水力発電は、規模の大小にかかわらず、将来の電力生産計画から除外する必要はありません。

「小水力発電（1,000－1万kW）」（1403TJ）と「中大規模水力発電（1万kW以上）」（1641TJ）が除外された結果、現在の再生可能エネルギーの数値を小さくするとともに、将来の倍率を大きくする役割を果たしています。これも、大きな誤りであり、訂正が必要です。

上記の2項目の訂正により、平成23年度の「再生可能エネルギーの割合」は、知事意見で述べられた「2.6%」から「9.2%」に跳ね上がります。そして、**知事意見で使われたような、平成23年度の総エネルギー消費量が将来とも不変の場合でも、再生可能エネルギーを100%にするためには「40倍」ではなく、「11倍」で済むこととなります。**

また、仮に再生可能エネルギーから「中規模・大規模水力発電を除く」としても、「再生可能エネルギーの割合」は、「2.6%」から「6.0%」まで上がり、その結果、前記の「40倍」は「17倍」で済むこととなります。

第3に、全員協議会資料では、2011年度（平成23年度）の県内の総エネルギー消費量（141億kWh、50,357TJ）のグラフの上に、丸で囲った「40倍」という文字が大きく書かれています。これは、現状を過小評価した「再エネ 3.6億kWh」を40倍にしないと供給が消費に追いつかない“エネルギー危機”が現われることを示唆する図になっています。条例案では、省エネルギー対策によって、将来の総エネルギー消費量を減少させる基本方向を明示しましたが、**全員協議会資料では、省エネルギー対策の影も形も全くなき、私たち条例制定請求者が条例案第3条に述べた「基本理念」を全く無視したグラフとなっています。**これでは、私たちが条例案に込めた将来への展望は、議員の皆様にも県民にも伝わりません。

### ■再生可能エネルギーの必要拡大量は「40倍」ではなく「5.4倍」に

将来の計画目標年度をいつにするか、また、その年度の総エネルギー消費量と供給源の構成をいかにするかは、「基本計画」の策定段階の作業になります。一つのイメージとして、計画目標年度を2040年度辺りと仮定するとして、その時までは、日本の人口減少傾向が続くでしょう（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2013年）は2040年の島根県総人口を52.1万人と予測し、2010年比で27.4%減少すると予測しています）。省エネルギー政策を進めて、総エネルギー消費量を現在の半分程度まで縮小させることは可能です。省エネルギー政策を進めて、総エネルギー消費量を現在の半分程度まで縮小させることは、温暖化対策として必要ですし、可能です。この参考となる事例は、全国の自治体でつくられてきています。

先述したように、現状を正確に見ることによって再生可能エネルギーの必要拡大量「40倍」論は「1.1倍」化に縮小しましたが、例えば**エネルギー総量を半減化する省エネルギー政策を実施すれば、再生可能エネルギーの必要拡大量は「5.4倍」となります。**「3.11」後、自然エネルギー（再生可能エネルギー）の数値目標の新設・引上げを35道府県が実施ないし予定しており、2030年までに長野県は約6倍化、長崎県が約4倍化をめざし、2020年までに2～3倍化を目指す自治体が目立つとのことです（2月16日付け朝日新聞）。2040年までに5.4倍であれば、再生可能エネルギーの拡大は全国平均水準並みであり、手の届かない目標とは言えません。「国の関与」や「圏域内の条件の違い」は、どの道府県の場合も大差はないでしょう。

全員協議会の配付資料は、作成意図はどうであれ、「40倍」を強調することによって、条例の実現が困難との印象を与えるものとなっています。さらに、この資料は事実関係で重大な誤りを犯していることと、条例制定

請求者の意図を誤認させる内容であり、資料の差し替えが不可欠です。

### ■条例制定請求における知事の役割とは何か

住民には、条例案を議会に付議する権限は与えられていません。ですから、地方自治法第74条に基づいて、署名を付けて条例制定を知事に申請しているのです。同法に基づいて知事は、住民に代わって条例案を正確に議会に付議しなければならないのです。その際、知事は意見を付けることになりませんが、それは執行機関の長としての意見であって、申請された条例案の内容そのものを歪めたり、結果としてであっても誤解へと導いたりするが如き権限が与えられていないことは、法の精神から見ても明瞭です。

上記のような間違いのある全員協議会資料については、県執行部から3名の部局長が出席の下で開かれた、条例制定請求者との意見交換会(知事意見の説明会、12日の本会議終了後に開催)の場において、私たちはその撤回と正確な資料への差し替えを要求しました。だが、出席の部局長によって理由もなく拒否されました。異常なことと言わざるを得ません。更に付け加えれば、それまでの期間に、これら部局長と私たちとの意見交換の機会がありましたが、「2.6%」とか「40倍」の数字は出てきませんでした。もしこの数値が出ていれば、事前に訂正できたはずですが、致し方ありません。その意味でも、これらの数値は、私たちが了解した数値ではありません。

知事として、公平かつ厳正に調査され、条例案の内容が正確に議員の皆様へ伝えられるよう、十分な対処をされますことを、切に要請するものです。

### ■誤てる数値「2.6%」と「40倍」の訂正を

「知事意見」の前提となった「2.6%」と「40倍」の数値には、上述したとおり、事実関係における重大な誤りがあります。その根拠となったと思われる全員協議会資料のデータについて、正確な数値への可及的速やかな見直しと訂正、差し替えを要請いたします。

それは、公正な議会審議のためには不可欠ですし、県民が展望と希望を持つためには是非とも必要なことなのです。

以上、要請致します。

「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」制定請求代表者

北川 泉  
高橋 泰子  
多賀 礼子  
中村 榮二